

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 配偶者控除の所得要件

家庭内における出費がかさむ昨今、妻が働きにでたり、あるいは妻の年金に頼るといったケースは少なくありません。しかし、ここで気になるのが配偶者控除の所得要件です。

所得税法上、配偶者控除を受けることができるのは、配偶者の合計所得金額が35万円以下である場合とされています。しかし、ここでいう合計所得金額とは、あくまでも給与所得控除等を行った後の金額を指すため、実際の収入金額とは異なっていますので、注意が必要です。

例えば、配偶者の収入がパートなどによる給与所得だけである場合は、その収入が100万円以下であれば、配偶者控除の適用があることとなります。これは、年収が100万円以下である場合、給与所得控除額が65万円となり、合計所得金額は差し引き35万円となるためです。同様に配偶者の収入が内職などによる所得しかない場合も65万円が最低必要経費と認められるため、やはり年収100万円以下で配偶者控除が適用されます。

また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけである場合、65歳以上の人については年間の収入が175万円以下（公的年金等控除額140万円）、65歳未満の人については105万円以下（同70万円）のとき適用があることとなります。

なお、配偶者に上記収入が複数ある場合は、それぞれの所得金額を算定した後に合算したところで判定します。



パート収入は給与所得になります

$$\text{収入} - \text{給与所得控除額 (最低65万円)} = \text{給与所得の金額}$$

この金額が35万円以下であれば、おのれで奥さんの場合、ご主人の方で配偶者控除を受けることができますよ